

奈良県告示第四百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

令和八年三月十七日

奈良県知事 山下 真

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ヨーネ病	発生予防	乳用牛で発生予防上適当と認められたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、予備的遺伝子検出法及びリアルタイムPCR法
ブルセラ症	発生予察	輸入牛で種付けの用又は搾乳の用に供する目的で飼育し、輸入から一年以上を経過しているもの、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の検査の対象牛で前年度までに検査が実施されていないもの及び発生予察上適当と認められたもの	臨床検査、エライザ法、剖検、病理組織検査及び細菌培養試験

（次頁に続く。）

豚熱	病 チユウザン	アイノウイ ルス感染症	アカバネ病	結核
発生予防	発生予察	発生予察	発生予察	発生予察
豚及び飼養されている いのししで発生予防上 適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と 認められたもの	牛で発生予察上適当と 認められたもの	牛で発生予察上適当と 認められたもの	輸入牛で種付けの用又は 搾乳の用に供する目的で 飼育し、輸入から一年以上を 経過しているもので前年度 までに検査が実施されていない もの及び発生予察上適当と 認められたもの
臨床検査、血液検査、R T-PCR法、リアルタイム RT-PCR法、エイムRT-PCR法、 ライザ法、蛍光抗体法、 中和試験及びウイルス分 離検査	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査、頸部ツベルク リン皮内反応検査、剖検 及び病理組織検査

(次頁に続く。)

腐蛆 ^そ 病	ひな白痢	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	豚繁殖・呼吸障害症候群	オーエスキー病	アフリカ豚熱
発生予防	発生予防	発生予察	発生予防	発生予防	発生予察
もの 採蜜に供する蜜蜂で発生予防上適当と認められたもの	種鶏で発生予防上適当と認められたもの	家きんで発生予察上適当と認められたもの	豚で発生予防上適当と認められたもの	豚及び飼育されているいのししで発生予防上適当と認められたもの	豚及び飼養されているいのししで発生予防上適当と認められたもの
臨床検査、ミルクテスト及び細菌学的検査	臨床検査、凝集反応、剖検及び細菌学的検査	臨床検査、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応法	臨床検査、エライザ法、PCR法及び剖検	臨床検査、ラテックス凝集反応検査、中和試験、ウイルス分離検査及び剖検	臨床検査、PCR法及びリアルタイムPCR法

(次頁に続く。)

伝達性海綿状脳症（牛）	発生予防	牛で死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高いもの	臨床検査及びエライザ法
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	発生予防	めん羊及び山羊で満十八ヶ月齢以上で死亡したものの	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査

二 実施する区域及び実施の期日

病名	実施する区域	実施の期日
ヨーネ病	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
ブルセラ症	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
結核	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
アカバネ病	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

（次頁に続く。）

アイノウイルス感染症	豚熱	アフリカ豚熱	オースキー病	豚繁殖・呼吸障害症候群	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

(次頁に続く。)

ひな白痢	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
腐蛆 ^そ 病	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（牛）	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
伝達性海綿状脳症（めん羊及び山羊）	県の全域	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

三 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。